

未来



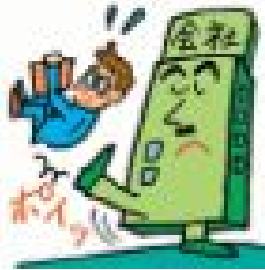
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3646
16年4月15日(金)
・Fax 095-828-1953

無期雇用転換前倒しのアメリは 解雇自由のムチがついている

おはようございます。

三月十七日、会社が有期雇
用からの無期雇用への転換で、
その実施を一年半前倒して、
今年の二〇月からとした提案
をした。五年経過者の希望者
全員の無期雇用実施であり、
これはいい。

しかしその一方で、二〇一
六年一〇月の採用者からの適
用として、五年勤続者でスキ
ルBの人は契約の更新ができ
るとする。いいかえればスキ
ルCの人は自動的に解雇され
るという新ルールである。こ
れはよくない。郵政ユニオン
中央本部は三
月一八・二五
日の春闘交渉
の席で、この
提案の撤回を
求め継続交渉
とした。(既
報)。



会社提案は勤務成績不良に
よる自動解雇である。参考ま
でに言えば、IBMが成績不
良を理由として五人を解雇し
た事件で、先月二七日に東京
地裁は、アメリカ方式解雇ルー
ルを違法として、解雇無効を
判決したものと同質である。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

している。しかし、日本の解
雇ルールは、最高裁の整理解
雇四原則があり、勝手な解雇
を許さない労働
者保護法だ。

いくら今年の
一〇月以降の新
採用者からだと
しても、解雇自
由はいずれプー
メラン現象のよ
うにまわりまわ
って労働者総体に影響する。



大きくいえば、日本で働く
人六千万人を自動解雇に落と
し込む、労働法破壊の超先取
りであり、有期雇用以上
に働く人を苦しめる悪策
だ。
さらにいえば会社が行
う個人の勤務評価などは、
恣意的であり、特定の個人
を狙い撃ち的に解雇する
ことが可能ともなる。

無期転換の前倒しとバー
ターで取引するほどのレベル
では断じてない。

ではなぜ、会社はこの時期
に、無期転換の実施期間をく
りあげたのか？である。(黙っ
ていても二年後には完全実施
なのだ)。会社は「組合の要求
だ」とするが、有期を無期に
転換しなくては要求したが、自
動解雇などは求めてはいない。
ただ、くりあげはみんなの怒
りに押されていることだろう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

それと、同時にいま闘われ
ている労契法二〇条裁判との
関連が透けて見える。裁判で
は、裁判所が準備書面
の主張を、木に竹を接
ぐ論理と指摘された。
会社側の法律事務所は
日本のトップクラスと
いわれ、弱小の郵政ユ
ニオンに負けるわけに
はいかない。

であれば、会社は契
約社員のことを大事にしてい
ますよ」という非正規対策が
どうしても必要だろう。それ
がこれだ。さらに会社は明ら
かに裁判対策的に、期間雇用
社員の仕事について変えてき
た。一例だが、営業ノルマな
しや、顧客
クレームへの
対応義務
なしなどで
ある。

ましては
や交代した
とはいえ、



斎藤元社長や亀井元郵政担当
大臣が、十万人の正社員化を
約束した会社である。それを
反古にして、いまは年間三千
人だけの正社員雇用である。
二十万人非正規社員の完全正
社員化には六七年間もかかる。
現職の大半はみんな救済され
ないままにやめていく。郵政
では夢も希望もない職場とな

めさせ、均等待遇、なくそう差別！ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

このままではずつときの
上、日本一の非正規雇用の悪
徳会社のイメージがつきま
つ。ひよっとすると二〇条裁
判も危ないかもしれない、と
いう危機感からの「譲歩案」
が、一年半前倒しの無期転換
策だとも言えなくもない。こ
れで裁判所を「抱き込もう」
とする目くらまし、変化球
なのである。

もともと差別をなくすこと
は時代の要求である。非正規
社会を変えようと闘っている
(八年のストライキで)のは
郵政ユニオンであり、その趣
旨に沿った労働契約法の一八
条(無期雇用転換)、一九
条(雇止めへの整理解雇
法理適用)、二〇条(均等
処遇)の労働契約法の完
全実施要求であった。

すでに一九九条の雇止め
は、郵政ユニオンが闘っ
た雇止め解雇撤回の最高
裁判決が出て、一方的な解雇
はできなくなった。そして、
無期雇用の一八条は、二年後
へと迫った(経団連は法の改
悪を画策しているが)。また二
〇条の均等処遇では裁判で闘
っている。

その大きな流れに逆らい、
非正規雇用の差別制度を維持

したいという会社の、一八条
前倒し実施と並行した解雇自
由ルール化提案こそ、郵政の
極めて非人間的な、期間雇用
者を人として扱わない雇用政
策の証明である。



この一方で、無期転換を自
らが勝ち取ったとして宣伝を
している御用労組がいる。団
体交渉をしたのだとするなら
郵政ユニオンもした。その上
に郵政ユニオンは三月三日
にはストも闘った。闘わない
人に成果などあり得ない。

いかなることがあろうとも
労働者の首を守らない労組な
ど、存在価値などない。労組
は弱い労働者のためのもので
あり、解雇に手を貸す労組で
はあつてはならない。
それにしてもアメとムチ。
労働者の分断支配という昔か
らの政策は、いまも続く。騙
されないように闘う。



期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。